

第 590 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 13 年 12 月 14 日（金） 14:00～15:30
- 2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議 題

- (1) 庶務事項

- ア 統計審議会専門委員の発令について
- イ 部会に属すべき専門委員の指名について

- (2) 諮問事項

諮問第 279 号「作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について」

- (3) 答申事項

諮問第 278 号の答申「科学技術研究調査の改正について」（案）

- (4) 部会報告

- (5) その他

4 配布資料

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
- 3) 諮問第 279 号「作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について」
- 4) 諮問第 278 号の答申「科学技術研究調査の改正について」（案）
- 5) 部会の開催状況
- 6) 「指定統計調査の承認」の状況（平成 13 年 11 月分）
- 7) 平成 13 年 10 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 49 巻・第 10 号）
- 8) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委 員】

竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、同上杉経済統計課長、厚生労働省渡辺統計情報部長、農林水産省林統計情報部長、同今井生産統計課長、国土交通省藤田企画調整室長、東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省平山統計基準部長、同北田統計審査官、同山本統計審査官、同牛尾調査官

6 議事概要

- (1) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について

竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料 1 のとおり発令された旨報告があった。

- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について

竹内会長から、資料 2 のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

○ 諮問第 279 号「作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の山本統計審査官が資料 3 の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、農林水産大臣官房統計情報部の今井生産統計課長が改正計画の説明を行った。竹内会長）作物統計調査は、戦後の食糧難の時代に食糧の確保を目的として開始されたものであるが、時代の変化とともに変更しなければならないところが多くなってきている。

特に、この調査は、物量把握を主体とした調査であり、質的な面での把握が行われていないため、データの利用の仕方等について議論するのは難しい。しかし、例えば米の場合、標準米とコシヒカリの値段には 2 倍近くの差があること等を勘案すると、これら質的な面の把握についても検討する必要があるのではないか。作物の銘柄による価格の違いについては、どの程度捕捉が可能なのか。

今井課長）米については、坪刈り時の品種、米粒の大きさ等の質的な要素も調査票に加味しており、公表時には参考データとして、順次、取り入れていきたい。

竹内会長）調査票にも詳しく記入されていることから、公表時には参考データとして確認できるということか。

今井課長）品種別の面積等は食糧庁で調査しており、これら各種統計調査の結果を組み合わせで公表するよう努力していきたい。

竹内会長）本件については、農林水産統計部会で審議いただくこととし、須田部会長にお願いする。

(3) 答申事項

○ 諮問第 278 号の答申「科学技術研究調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料 4 の答申（案）の朗読を行った。続いて、後藤企業統計部会長が審議経過及び答申（案）の説明を行った。

後藤部会長）科学技術研究調査の改正については、本年 10 月 12 日に諮問を受け、企業統計部会に審議が付託された。本件に係る部会は 4 回（10 月 18 日、11 月 1 日、11 月 12 日及び 11 月 26 日）にわたって開催された。

答申（案）は、「今回の改正計画」の評価と「今後の課題」の二つの事項から構成されている。また、「今回の改正計画」は、「調査対象の見直し」、「標本設計等の変更」、「研究関係従業者の把握方法」、「調査事項」、「調査期日」及び「集計様式及び結果の公表」に項目分けしている。

「調査対象の見直し」については、現行の「会社等」、「研究機関」及び「大学等」の 3 区分を、研究開発統計の国際的な標準マニュアルであるフラスカチ・マニュアルに準拠した「企業等」、「非営利団体」、「公的機関」及び「大学等」の 4 区分に変更する計画であり、これについては、国際比較性の向上が図られることから適当と判断した。

「標本設計等の変更」については、全体の標本数を従来と同程度に抑え、従来しつ皆で調査していた研究実績がある企業についても抽出調査とし、調査対象産業の追加により拡大した母集団から抽出する標本数を拡充する計画である。これについては、より精度が高く安定的な調査結果を得る観点から、研究実績のある企業をできるだけ

継続的に調査することが望ましいことから、資本金1億円以上の企業は、従来どおりしつ皆で調査し、資本金1億円未満の企業は抽出調査とすることが適当であるとした。

「研究関係従業者の把握方法」については、今回の改正計画では、研究関係従業者数とその人件費をできるだけ対応させる観点から、出向者については主たる給与を支給している企業等において把握する計画である。しかしながら、出向者については、出向先で把握した方が研究者のフルタイム換算等、研究活動の実態をよりの確にとらえられること、研究者一人当たりの研究費をよりの確に把握することができること等から、出向者が実際に研究活動に従事している出向先において把握することが適当であるとした。

「調査事項」については、主要な4点に絞って説明するが、「研究関係従業者に関する事項」のうち実働時間の換算値（フルタイム換算値）を把握するための調査事項については、研究活動の実態を的確に把握する観点及び国際比較性の向上を図る観点から適当であるとした。しかしながら、「研究本務者専門別内訳」における「うち女性」の項目の削除については、OECD加盟国の多くで研究者の専門分野別の男女別内訳を把握しており、女性の社会進出を示すデータとして国際比較性の向上に資する観点から、継続して調査を実施することが適当であるとした。

また、今回の改正計画において従来どおりとなっている「研究者の専門別内訳」については、現在の科学技術分野の研究活動の実態を必ずしも的確に反映した区分となっていないことから、研究関係従業者数が少ない区分を統合する等、当該区分を再整理することが適当であるとした。

「研究費に関する事項」における「社内で使用した研究費」のうち、「その他の経費」に含まれているリース料については、「統計行政の新中・長期構想」においても有形固定資産項目の充実を図るため、リース・レンタルの状況の把握が重要とされていること等から、リース料を「その他の経費」と独立させて把握することが適当であるとした。

「調査期日」については、今回の改正計画では、特に、「大学等」についてのデータの整理を一度で済ませるため、文部科学省の学校基本調査と把握時点を合わせて、調査期日を4月1日から5月1日に変更するとともに、研究者数の把握時点もこれに合わせて5月1日とする計画である。しかしながら、本調査は毎年実施する調査であり、研究者数と研究費用を同一年度で把握して、両者を対応させることが望ましいことから、調査期日、研究者数の把握時点は3月31日とすることが適当であるとした。

「集計様式及び結果の公表」については、集計様式は調査事項等の変更に応じた集計区分の改正を行う計画であり、おおむね適当と判断した。しかしながら、研究関係従業者数、内部使用研究費等の主な数値については、今回の改正で時系列データに断層が生じることから、時系列比較が可能となるよう、従来の区分でも集計することが適当であるとした。

また、「大学等」については、平成4年のフルタイム換算値を得るための調査結果を用いることが可能である等の理由から、今回の改正計画ではフルタイム換算値を得るための調査項目を追加していない。しかしながら、結果利用上、すべての調査対象区分について、フルタイム換算値が結果報告書に掲載されることが望ましいことから、

OECDに報告している「大学等」についてのフルタイム換算値を参考数値として結果報告書に掲載することが適当であるとした。

次に、「今後の検討課題」として4項目挙げている。1点目は、標本設計については、新たに調査対象産業となった業種も含めて、各産業において研究実績のある企業の割合等の情報が得られることから、これらの情報を活用して、より精度の高い調査結果が得られるよう標本設計の改良について検討する必要があるとした。

2点目は、「研究者の専門別内訳」の区分については、現時点では、現行の区分の基礎となっている文部科学省の「学科系統分類表」の他には適当な区分が見当たらないことから、今回は研究者数の少ない分野を統合する等、必要最小限の修正にとどめることにしたが、この点についてはOECDで検討が進められており、その動向も踏まえながら、現在の研究活動の実態に即したものとなるよう全体的な見直しを行う必要があるとした。

3点目は、OECDに毎年報告している「大学等」におけるフルタイム換算値については、平成4年に実施した「フルタイム換算に関する研究調査」の調査結果に基づく係数により算出された値が用いられているが、調査実施後10年近くが経過していることから、今後、「大学等」におけるより新しいフルタイム換算値を得ることについて検討する必要があるとした。

4点目は、本調査の調査対象の多くは、科学技術分野における研究活動を実施している企業、研究機関等であり、これらの調査対象においては、情報化が進んでいると考えられることから、今後、報告者負担の軽減とともに調査の効率化を図る観点から、インターネット等を利用した調査の導入について検討する必要があるとした。

[質 疑]

竹内会長) 「大学等」について調査期日を3月31日とするのは適当だろう。例えば、ポストドクター等に係る予算等については、4月1日では決まっていないことが多い。大学の研究費等は新年度になってから最終的に決まり、年度当初では把握できないことが多く、年度末の方が正確にとらえるには都合が良いだろう。

標本設計については、全体の標本数を多くすることは容易なことではないという制約の下で、苦心した跡が見られる。

「研究者の専門別内訳」については、準拠すべきものがあまり多くないことから、この結果はやむを得ないだろう。しかし、率直な意見を言えば、文部科学省において検討されるべき問題ではないか。文部科学省では、教育制度中心の観点から「学科系統分類表」等を定めているが、研究者を専門別に区分するというより学部、学科の名称の方が中心となっており、研究者の専門別内訳については、もはや陳腐化しているのではないか。

学科の名称については、最近の大学ではカタカナの名称に変更することも多く、学部段階の学科と研究レベルの分け方は一致しなくても良い部分がある。文部科学省は科学技術庁と文部省が統合されてできたものであり、研究政策を推進する役割を担う同省においても、これについてどのように系統だてればよいかを検討していただきたい。また、調査実施者である総務省としても、文部科学省と意見をすり合わせていくことがあっても良いのではないか。

本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。御異論がなければ、総務大臣に対して答申することとする。

それでは、実施者である総務省の大林統計調査部長から御挨拶をいただく。

大林部長) 答申に記述のあるとおり、今回の改正案は、昭和 28 年の調査開始以来続いていた調査の仕組みを大幅に変更し、非製造業の比重の高まりや、国際比較性の向上の観点から全般的に見直しを行ったものであり、現在の科学技術の実態をよりの確に反映できるものと考えている。

本答申に沿って、調査を着実に実施するとともに、検討課題として御指摘のあった点については、答申の趣旨を踏まえ、今後検討を進めてまいりたい。

(4) 部会の開催状況

1) 企業統計部会

平成 13 年 11 月 12 日及び 11 月 26 日に開催された第 70 回及び第 71 回企業統計部会(議題「科学技

術研究調査の改正について」)の開催結果については、答申(案)の審議の際に審議経過と併せて報告された。

2) 産業分類部会

平成 13 年 11 月 26 日に開催された第 17 回産業分類部会(議題:「産業分類体系について」、「諮問第 268 号『日本標準産業分類の改訂について』の答申骨子(案)について」及び「その他」)の開催結果について、舟岡部会長から報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) 答申骨子(案)における「今後の課題」として、「大分類 F-製造業」の全面的な見直しを挙げているが、どのような方向での見直しを想定しているのか。

舟岡部会長) 分類基準については、用途、機能の面に着目して分類する方法もあるが、そういう方向で検討すると、現行の製造業の分類体系を大きく変えることにもなりかねない。実態を十分踏まえ、現行の統計との継続性を勘案しつつ、製造業全体を体系としてとらえて見直す必要があると考えている。

竹内会長) 見直しは、製造業の中分類、小分類の体系にとどまるのか、他の大分類にも影響するのか。

舟岡部会長) 他の大分類のあり方にまで影響するとは考えていない。

竹内会長) 製造業の中分類、小分類の分類構成を変更するということか。

舟岡部会長) 部会では、製造小売、デザイン、設計等は製造業的な活動ではないかという議論があった。これらは、現行では、小売業、サービス業等に分類されているが、製造業に近接した活動をどう取り扱うかについて議論することになるだろう。その他、製造業の分類体系の枠内で機能、用途に着目して分類すれば、より適切な体系として整理するのではないかという考え方の指摘もあり、これらの議論を踏まえて「今後の課題」として挙げたものである。

竹内会長) 抽象的な概念としては分かるが、具体的な例としてどのようなものがあるか。

舟岡部会長) 例えば、「電気機械器具製造業」と「精密機械器具製造業」については、従来の産

業を特徴づけてきた特性が不鮮明になっており、何を基準にして区別すべきものなのかという疑問がある。「一般機械器具製造業」についても電子化が進んだ分野があり、産業の同質性の点から分類を見直す必要があるだろう。また、金属製品、非鉄金属等については、使用する原材料に着目して分類しているが、セラミック、光ファイバーケーブル等、金属を原材料としない分野も出てきている。製造業に関する分類について、「原材料に着目して」という分類基準が分類体系に齟齬を来たしているという背景がある。

竹内会長) 新設の大分類項目「複合サービス事業」は、将来的にはどのようなものか。

舟岡部会長) 大分類項目の新設の説明に「なお書き」で記述されているとおりである。

竹内会長) 過渡的なものということか。

舟岡部会長) 過渡的に近い表現で記述している。

竹内会長) 新設の分類項目を「今後の課題」において廃止すると記述することはできないので、やむを得ないだろう。

また、「林業」及び「鉱業」については大分類としての規模は小さいものの、様々な事情から存続させる必要があることも理解できる。

将来的には現行の枝分かれ型の分類だけでなく、二元分類のような考え方も検討する必要があるのではないか。部会の議論にはそのような考えはなかったか。

舟岡部会長) 産業分類部会ではなく、その前段階の分類検討会の場で企業分類の在り方に関連して検討したことがある。しかし、日本標準産業分類は事業所の分類であり、日本の企業では事業所間での多角化は進んでいるが、事業所内の多角化は進んでいない状況にあることから、現段階で事業所の分類に二元的あるいは多元的な分類を取り入れる必要はないと判断している。

竹内会長) 企業の分類を定める必要はないのか。

舟岡部会長) 企業の分類を標準的に設けている国はない。

竹内会長) 日本標準産業分類は、事業所に準じて企業にも適用することとなっているが、現実に準じることが困難な面もある。企業活動は多角化しており、多岐にわたる事業所を持つことが企業の在り方という考えは多い。仮に、最も付加価値の高い事業所で分類すると、事業の増減で分類が変わり不合理となることがある。どの国も行っていないから、日本も行わないということではなく、日本において企業分類を定めることはできないものか。

舟岡部会長) 企業活動をどのような分類基準を適用すると分けできるかについて個人的に分析したことがある。産業属性、企業の規模及び多角化の程度の3つの要素で分類すると、かなり同質的な企業活動が分けできる。

そのような分類が本当に標準となるかは別問題であるが、研究の成果を踏まえて、十分評価に値すると判断した段階で検討する必要があるだろう。

竹内会長) 例えば、法人企業統計調査は、日本標準産業分類の改訂で企業の分類を変えることとなっているのか。

舟岡部会長) 法人企業統計調査は、日本標準産業分類に厳密に準拠しなければならないということはない。

竹内会長) 法的にはないが。

舟岡部会長) 財務省がどう考えるかによるだろう。私は日本標準産業分類の改訂に準拠した方が
良いと思っている。

竹内会長) 法人企業統計調査の議論の際にその問題も考えるということか。企業の分類は非常
に難しく、問題も多い。事後的にそれぞれの統計調査の分類を確認するのではなく、
どこかでまとめて議論できないだろうか。統計基準部で検討することができないだろ
うか。

平山部長) 統計基準部の所掌事務には基準の設定もある。企業の分類基準を設定することにつ
いて今後検討することが必要となれば、統計基準部で検討することが適切だろう。

竹内会長) 経団連等でも、企業の分類について検討することもあるだろう。例えば、株式市場
の企業分類を見ると築き上げられてきたものなのでやむを得ない点もあるが、違和感
があると思える部分も多い。

企業の標準分類のようなものが実用上必要とされる場合もあると思われるので、こ
のような場合には、統計基準部においても検討していただきたい。

(5) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官及び山本統計審査官から、平成13年11月における
「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「商工業石油等消費統計調
査」、「作物統計調査」及び「農業経営統計調査」の統計法第7条第2項による承認について、
資料6により報告が行われた。